

【随意契約に関する情報】

平成29年6月分(公表:平成29年7月31日)

|   | 物品役務等の名称<br>及び数量                | 契約担当役の<br>職名氏名 | 契約締結日     | 契約の相手方及び住所                | 随意契約によることとした理由<br>及び契約事務細則の根拠規定   | 予定価格(円)<br>(又は限度額) | 契約金額(円)   | 落札率     | 再就職の<br>役員数 | 備考 |
|---|---------------------------------|----------------|-----------|---------------------------|---|--------------------|-----------|---------|-------------|----|
| 1 | 平成29年度肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等に係る事務委託 | 理事<br>安井護      | 平成29年6月5日 | 北海道<br>北海道札幌市中央区北3条西6丁目   | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する肉用子牛についての生産者補給交付金等に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 2,499,000          | 2,499,000 | 100.00% | 0           |    |
| 2 | 平成29年度肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等に係る事務委託 | 理事<br>安井護      | 平成29年6月5日 | 青森県<br>青森県青森市長島1丁目1番1号    | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する肉用子牛についての生産者補給交付金等に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,094,000          | 1,094,000 | 100.00% | 0           |    |
| 3 | 平成29年度肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等に係る事務委託 | 理事<br>安井護      | 平成29年6月5日 | 岩手県<br>岩手県盛岡市内丸10番1号      | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する肉用子牛についての生産者補給交付金等に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,827,000          | 1,827,000 | 100.00% | 0           |    |
| 4 | 平成29年度肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等に係る事務委託 | 理事<br>安井護      | 平成29年6月5日 | 宮城県<br>宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する肉用子牛についての生産者補給交付金等に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,281,000          | 1,281,000 | 100.00% | 0           |    |

|   |                                 |           |           |                          |   |           |           |         |   |  |
|---|---------------------------------|-----------|-----------|--------------------------|---|-----------|-----------|---------|---|--|
| 5 | 平成29年度肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等に係る事務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月5日 | 秋田県<br>秋田県秋田市山王四丁目1番1号   | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する肉用子牛についての生産者補給交付金等に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,336,000 | 1,336,000 | 100.00% | 0 |  |
| 6 | 平成29年度肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等に係る事務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月5日 | 山形県<br>山形県山形市松波2丁目8番1号   | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する肉用子牛についての生産者補給交付金等に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,023,000 | 1,023,000 | 100.00% | 0 |  |
| 7 | 平成29年度肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等に係る事務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月5日 | 福島県<br>福島県福島市杉妻町2番16号    | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する肉用子牛についての生産者補給交付金等に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 2,289,000 | 2,289,000 | 100.00% | 0 |  |
| 8 | 平成29年度肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等に係る事務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月5日 | 栃木県<br>栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する肉用子牛についての生産者補給交付金等に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,214,000 | 1,214,000 | 100.00% | 0 |  |
| 9 | 平成29年度肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等に係る事務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月5日 | 神奈川県<br>神奈川県横浜市中区日本大通1番  | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する肉用子牛についての生産者補給交付金等に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,022,000 | 1,022,000 | 100.00% | 0 |  |

|    |                                 |           |           |                              |   |           |           |         |   |
|----|---------------------------------|-----------|-----------|------------------------------|---|-----------|-----------|---------|---|
| 10 | 平成29年度肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等に係る事務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月5日 | 富山県<br>富山県富山市新総曲輪1番7号        | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する肉用子牛についての生産者補給交付金等に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,026,000 | 1,026,000 | 100.00% | 0 |
| 11 | 平成29年度肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等に係る事務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月5日 | 石川県<br>石川県金沢市鞍月1丁目1番地        | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する肉用子牛についての生産者補給交付金等に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,021,000 | 1,021,000 | 100.00% | 0 |
| 12 | 平成29年度肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等に係る事務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月5日 | 兵庫県<br>兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する肉用子牛についての生産者補給交付金等に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,683,000 | 1,683,000 | 100.00% | 0 |
| 13 | 平成29年度肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等に係る事務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月5日 | 和歌山県<br>和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地   | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する肉用子牛についての生産者補給交付金等に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,023,000 | 1,023,000 | 100.00% | 0 |
| 14 | 平成29年度肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等に係る事務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月5日 | 鳥取県<br>鳥取県鳥取市東町1丁目220番地      | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する肉用子牛についての生産者補給交付金等に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,170,000 | 1,170,000 | 100.00% | 0 |

|    |                                 |           |           |                          |   |           |           |         |   |
|----|---------------------------------|-----------|-----------|--------------------------|---|-----------|-----------|---------|---|
| 15 | 平成29年度肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等に係る事務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月5日 | 山口県<br>山口県山口市滝町1番1号      | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する肉用子牛についての生産者補給交付金等に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,032,000 | 1,032,000 | 100.00% | 0 |
| 16 | 平成29年度肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等に係る事務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月5日 | 徳島県<br>徳島県徳島市万代町1丁目1番地   | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する肉用子牛についての生産者補給交付金等に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,092,000 | 1,092,000 | 100.00% | 0 |
| 17 | 平成29年度肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等に係る事務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月5日 | 愛媛県<br>愛媛県松山市一番町4丁目4番地2  | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する肉用子牛についての生産者補給交付金等に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,073,000 | 1,073,000 | 100.00% | 0 |
| 18 | 平成29年度肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等に係る事務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月5日 | 高知県<br>高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する肉用子牛についての生産者補給交付金等に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,017,000 | 1,017,000 | 100.00% | 0 |
| 19 | 平成29年度肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等に係る事務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月5日 | 福岡県<br>福岡県福岡市博多区東公園7番7号  | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する肉用子牛についての生産者補給交付金等に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,043,000 | 1,043,000 | 100.00% | 0 |

|    |                                 |           |           |                             |   |           |           |         |   |  |
|----|---------------------------------|-----------|-----------|-----------------------------|---|-----------|-----------|---------|---|--|
| 20 | 平成29年度肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等に係る事務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月5日 | 熊本県<br>熊本県熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号 | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する肉用子牛についての生産者補給交付金等に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,340,000 | 1,340,000 | 100.00% | 0 |  |
| 21 | 平成29年度肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等に係る事務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月5日 | 大分県<br>大分県大分県大分市大手町3丁目1番1号  | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する肉用子牛についての生産者補給交付金等に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,875,000 | 1,875,000 | 100.00% | 0 |  |
| 22 | 平成29年度肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等に係る事務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月5日 | 宮崎県<br>宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号    | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する肉用子牛についての生産者補給交付金等に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 2,707,000 | 2,707,000 | 100.00% | 0 |  |
| 23 | 平成29年度肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等に係る事務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月5日 | 鹿児島県<br>鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号   | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する肉用子牛についての生産者補給交付金等に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 2,556,000 | 2,556,000 | 100.00% | 0 |  |
| 24 | 平成29年度肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等に係る事務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月5日 | 沖縄県<br>沖縄県那覇市泉崎1丁目2番地2号     | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する肉用子牛についての生産者補給交付金等に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,233,000 | 1,233,000 | 100.00% | 0 |  |

|    |                        |           |           |                           |  |            |            |         |   |  |
|----|------------------------|-----------|-----------|---------------------------|--|------------|------------|---------|---|--|
| 25 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 北海道<br>北海道札幌市中央区北3条西6丁目   | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 10,461,000 | 10,461,000 | 100.00% | 0 |  |
| 26 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 青森県<br>青森県青森市長島1丁目1番1号    | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 2,165,000  | 2,165,000  | 100.00% | 0 |  |
| 27 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 岩手県<br>岩手県盛岡市内丸10番1号      | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 3,906,000  | 3,877,000  | 99.26%  | 0 |  |
| 28 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 宮城県<br>宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 2,904,000  | 2,904,000  | 100.00% | 0 |  |
| 29 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 秋田県<br>秋田県秋田市山王四丁目1番1号    | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,713,000  | 1,713,000  | 100.00% | 0 |  |

|    |                        |           |           |                          |  |           |           |         |   |  |
|----|------------------------|-----------|-----------|--------------------------|--|-----------|-----------|---------|---|--|
| 30 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 山形県<br>山形県山形市松波2丁目8番1号   | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,848,000 | 1,848,000 | 100.00% | 0 |  |
| 31 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 福島県<br>福島県福島市杉妻町2番16号    | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 2,970,000 | 2,970,000 | 100.00% | 0 |  |
| 32 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 茨城県<br>茨城県水戸市笠原町978番地6   | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,606,000 | 1,463,000 | 91.10%  | 0 |  |
| 33 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 栃木県<br>栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 2,828,000 | 2,828,000 | 100.00% | 0 |  |
| 34 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 群馬県<br>群馬県前橋市大手町1丁目1番1号  | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,842,000 | 1,842,000 | 100.00% | 0 |  |

|    |                        |           |           |                                  |  |           |           |         |   |
|----|------------------------|-----------|-----------|----------------------------------|--|-----------|-----------|---------|---|
| 35 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 埼玉県<br>埼玉県さいたま市浦和区<br>高砂三丁目15番1号 | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,455,000 | 1,455,000 | 100.00% | 0 |
| 36 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 千葉県<br>千葉県千葉市中央区市場<br>町1番1号      | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,988,000 | 1,635,000 | 82.24%  | 0 |
| 37 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 神奈川県<br>神奈川県横浜市中区日本<br>大通1番      | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,320,000 | 1,320,000 | 100.00% | 0 |
| 38 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 山梨県<br>山梨県甲府市丸の内1丁<br>目6番1号      | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,294,000 | 1,294,000 | 100.00% | 0 |
| 39 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 長野県<br>長野県長野市大字南長野<br>字幅下692番地2  | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,537,000 | 1,537,000 | 100.00% | 0 |

|    |                        |           |            |   |  |           |           |         |   |  |
|----|------------------------|-----------|------------|---|--|-----------|-----------|---------|---|--|
| 40 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年4月18日 | 新潟県<br>新潟県新潟市中央区新光<br>町4番地1               | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,462,000 | 1,462,000 | 100.00% | 0 |  |
| 41 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日  | 富山県<br>富山県富山市新総曲輪1<br>番7号                 | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,336,000 | 1,336,000 | 100.00% | 0 |  |
| 42 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日  | 石川県<br>石川県金沢市鞍月1丁目1<br>番地                 | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,339,000 | 1,339,000 | 100.00% | 0 |  |
| 43 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日  | 愛知県<br>愛知県名古屋市中区三の<br>丸3丁目1番2号            | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,133,000 | 1,133,000 | 100.00% | 0 |  |
| 44 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日  | 京都府<br>京都府京都市上京区下立<br>売通新町西入藪の内町85<br>番地3 | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,298,000 | 1,298,000 | 100.00% | 0 |  |

|    |                        |           |           |                              |  |           |           |         |   |  |
|----|------------------------|-----------|-----------|------------------------------|--|-----------|-----------|---------|---|--|
| 45 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 兵庫県<br>兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,915,000 | 1,915,000 | 100.00% | 0 |  |
| 46 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 和歌山県<br>和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地   | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,276,000 | 1,276,000 | 100.00% | 0 |  |
| 47 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 鳥取県<br>鳥取県鳥取市東町1丁目220番地      | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,584,000 | 1,584,000 | 100.00% | 0 |  |
| 48 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 島根県<br>島根県松江市殿町1番            | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,180,000 | 1,180,000 | 100.00% | 0 |  |
| 49 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 岡山県<br>岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号    | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,207,000 | 1,207,000 | 100.00% | 0 |  |

|    |                        |           |           |                          |  |           |           |         |   |  |
|----|------------------------|-----------|-----------|--------------------------|--|-----------|-----------|---------|---|--|
| 50 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 広島県<br>広島県広島市中区基町10番52号  | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,501,000 | 1,501,000 | 100.00% | 0 |  |
| 51 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 山口県<br>山口県山口市滝町1番1号      | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,389,000 | 1,389,000 | 100.00% | 0 |  |
| 52 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 徳島県<br>徳島県徳島市万代町1丁目1番地   | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,507,000 | 1,507,000 | 100.00% | 0 |  |
| 53 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 愛媛県<br>愛媛県松山市一番町4丁目4番地2  | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,452,000 | 1,452,000 | 100.00% | 0 |  |
| 54 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 高知県<br>高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,291,000 | 1,291,000 | 100.00% | 0 |  |

|    |                        |           |           |                             |  |           |           |         |   |
|----|------------------------|-----------|-----------|-----------------------------|--|-----------|-----------|---------|---|
| 55 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 福岡県<br>福岡県福岡市博多区東公園7番7号     | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,742,000 | 1,742,000 | 100.00% | 0 |
| 56 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 佐賀県<br>佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号     | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,328,000 | 1,328,000 | 100.00% | 0 |
| 57 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 長崎県<br>長崎県長崎市江戸町2番13号       | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 3,090,000 | 3,090,000 | 100.00% | 0 |
| 58 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 熊本県<br>熊本県熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号 | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 3,505,000 | 3,505,000 | 100.00% | 0 |
| 59 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託 | 理事<br>安井護 | 平成29年6月9日 | 大分県<br>大分県大分県大分市大手町3丁目1番1号  | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 2,086,000 | 2,086,000 | 100.00% | 0 |

|    |                                  |              |            |                                      |   |                  |           |         |   |  |
|----|----------------------------------|--------------|------------|--------------------------------------|---|------------------|-----------|---------|---|--|
| 60 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託           | 理事<br>安井護    | 平成29年6月9日  | 宮崎県<br>宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号             | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v))        | 5,213,000        | 5,213,000 | 100.00% | 0 |  |
| 61 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託           | 理事<br>安井護    | 平成29年6月9日  | 鹿児島県<br>鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号            | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v))        | 5,125,000        | 4,378,000 | 85.42%  | 0 |  |
| 62 | 平成29年度畜産業振興事業に係る補助業務委託           | 理事<br>安井護    | 平成29年6月9日  | 沖縄県<br>沖縄県那覇市泉崎1丁目2番地2号              | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項第5号に規定する畜産業振興事業に対する補助に係る業務の一部を委託することができる者であって、機構の「畜産業振興事業に係る補助業務委託要綱」の規定により、都道府県が契約の相手方として定められているため<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v))        | 2,930,000        | 2,930,000 | 100.00% | 0 |  |
| 63 | 平成29年度加工原料乳生産者補給交付金交付事業に係る交付業務委託 | 理事<br>神宮浩    | 平成29年6月27日 | 北海道<br>北海道札幌市中央区北3条西6丁目              | 独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第253条第1項に規定する加工原料乳についての生産者補給交付金に係る業務の一部を委託することができるものであって、機構の「加工原料乳生産者補給交付金交付業務委託要綱」の規程により、都道府県が契約の相手方として定められているため。<br>(契約事務細則第28条第1項第1号イ(v)) | 1,820,000        | 1,818,000 | 99.89%  | 0 |  |
| 64 | 平成29年度畜産関係学術研究委託調査               | 総括理事<br>小林博行 | 平成29年6月28日 | 国立大学法人東北大学大学院<br>宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉468-1 | 契約の目的が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであるため<br>(契約事務細則第28条第1項ハ)  | 限度額<br>1,500,000 | 1,262,000 | 84.13%  | 0 |  |

|    |                   |              |            |                                    |   |                  |           |         |   |  |
|----|-------------------|--------------|------------|------------------------------------|---|------------------|-----------|---------|---|--|
| 65 | 平成29年畜産関係学術研究委託調査 | 総括理事<br>小林博行 | 平成29年6月28日 | 国立大学法人北海道大学<br>北海道札幌市北区北9条<br>西9丁目 | 契約の目的が代替性のない特定の位置、<br>構造又は性質のものであるため<br>(契約約事務細則第28条第1項ハ) | 限度額<br>1,500,000 | 1,500,000 | 100.00% | 0 |  |
| 66 | 平成29年畜産関係学術研究委託調査 | 総括理事<br>小林博行 | 平成29年6月28日 | 学校法人酪農学園<br>北海道江別市文京台緑町<br>582番地   | 契約の目的が代替性のない特定の位置、<br>構造又は性質のものであるため<br>(契約約事務細則第28条第1項ハ) | 限度額<br>1,500,000 | 970,000   | 64.67%  | 0 |  |
| 67 | 平成29年畜産関係学術研究委託調査 | 総括理事<br>小林博行 | 平成29年6月28日 | 宮崎県畜産試験場<br>宮崎県西諸島高原町大字<br>広原5066  | 契約の目的が代替性のない特定の位置、<br>構造又は性質のものであるため<br>(契約約事務細則第28条第1項ハ) | 限度額<br>1,500,000 | 1,381,745 | 92.12%  | 0 |  |
| 68 | 平成29年畜産関係学術研究委託調査 | 総括理事<br>小林博行 | 平成29年6月28日 | 学校法人北里研究所<br>東京都港区白金5丁目9<br>番1号    | 契約の目的が代替性のない特定の位置、<br>構造又は性質のものであるため<br>(契約約事務細則第28条第1項ハ) | 限度額<br>1,500,000 | 1,283,000 | 85.53%  | 0 |  |
| 69 | 平成29年畜産関係学術研究委託調査 | 総括理事<br>小林博行 | 平成29年6月28日 | 国立大学法人神戸大学<br>兵庫県神戸市灘区六甲台<br>町1-1  | 契約の目的が代替性のない特定の位置、<br>構造又は性質のものであるため<br>(契約約事務細則第28条第1項ハ) | 限度額<br>1,500,000 | 1,461,000 | 97.40%  | 0 |  |

|    |                       |              |            |  |   |                  |           |        |   |  |
|----|-----------------------|--------------|------------|--|---|------------------|-----------|--------|---|--|
| 70 | 平成29年畜産関係学術研究<br>委託調査 | 総括理事<br>小林博行 | 平成29年6月29日 | 国立大学法人帯広畜産大<br>学<br>北海道帯広市稲田町西2<br>線11 | 契約の目的が代替性のない特定の位置、<br>構造又は性質のものであるため<br>(契約約事務細則第28条第1項ハ) | 限度額<br>1,500,000 | 1,094,600 | 72.97% | 0 |  |
|----|-----------------------|--------------|------------|--|---|------------------|-----------|--------|---|--|